

令和4年第3回 美里町農業委員会会議録

令和4年3月7日

令和4年第3回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

2番 奥村 智 3番 濱田憲治 4番 三浦誠一 5番 永田末廣
6番 今田政行 7番 長木一美 8番 吉坂美佐子 9番 松田政明
10番 吉田美好

欠席委員 1番 村田博治

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長（富永英司君） こんにちは、只今から令和4年第3回美里町農業委員会会議を開会いたします。

それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君） それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。美里町農業委員会会議規則 第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日は1番村田委員が欠席です。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、2番奥村委員3番濱田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第10号、農地法 第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号7について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君） はい、それでは、議案第10号、番号1から番号7について補足の説明を行います。番号1は、貸人は相手方の要望により、借人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、使用貸借権設定での申請をされました。番号2は、貸人は町外在住で農地の管理が困難な為、借人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、賃貸借権設定での申請をされました。番号3は、譲渡人は労力不足で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営開始の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。なお、譲受人の農機具等の所有につきましては、軽トラック・耕耘機を所有。トラクター・コンバイン・田植え機をリースとして確保されております。また、作付作物は田に水稻、畑にハーブ・玉葱・ニンニクを予定されております。番号5は、譲渡人は相続により農地を取得したが管理が困難な為、譲受人は譲渡人とは兄弟で実質的には譲受人が申請地を管理しており、実態に合わせた所有権移転を行いたい為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号6は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号7は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（吉田美好君） 以上で事務局より、番号1から番号7の補足の説明を終わります。

それでは、議案第 10 号、番号 1 を議題とし内容の説明を 3 番濱田委員に求めます。

3 番（濱田委員）はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君）以上で議案第 10 号、番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、ご審議をいただきます前に本案件は、3 番濱田委員に関する案件でありますので、美里町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事参与の制限となります。そのため、3 番濱田委員は一時退席をお願いします。（3 番濱田委員退席）それでは、ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）はい、濱田委員が退席されましたが、申請人との関係は何ですか。

事務局長（富永英司君）■■■■です。

7 番（長木委員）濱田委員ではなく、■■■■さんが申請される理由は何ですか。

事務局長（富永英司君）新規就農で二年程自ら耕作されています。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 10 号、番号 1 は原案どおり決定しました。

審議が終了しましたので、3 番濱田委員の入室をお願いします。（3 番濱田委員入室）次に、番号 2 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君）以上で議案第 10 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 10 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に、番号 3 を議題とし内容の説明を 3 番濱田委員に求めます。

3 番（濱田委員）はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君）以上で議案第 10 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案

第10号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号3は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第10号、番号3は原案どおり決定しました。次に、番号4を議題とし内容の説明を2番奥村委員に求めます。

2番（奥村委員）はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君）以上で議案第10号、番号4の内容説明を終わります。それでは番号4について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。はい、7番長木委員。

7番（長木委員）はい、譲受人は地元の方ですか。

事務局（津田武蔵君）はい、譲受人は元々■■■■の方で今は■■■■に生まれ、三■■■■されております。コロナ禍の影響で■■■■にされており4年前から美里町と菊池市の身内の方の農業を手伝いされているそうです。自分一人でも農業はやれるということで今回議題に上げさせていただきました。

7番（長木委員）新規就農者ということではないんですよね。

事務局長（富永英司君）はい、認定新規就農者ではないです。

7番（長木委員）農業の計画はどのようになっているのでしょうか。

9番（松田委員）農業を始めるのであれば、経済課に相談してから営農計画書をきちんと出して何を作るなどはっきりしていないといけないと思います。

2番（奥村委員）本人には経済課に相談するようにと、自分も相談にのるからと話してたんです。

9番（松田委員）新規就農というのは農業を始める場合三反以上借りて何を耕作して収入を得て農業をしていくかと町に相談してそこで初めて農業委員会で農地を荒らしはしないだろうと判断したりします。

会長（吉田美好君）所有権移転贈与なので、贈与されて作付けは何をしますというのわかりますか。

事務局（津田武蔵君）申請書と一緒に営農計画書が添付されており、それには水稻については時給分のみ、畑は・ハーブ・玉ねぎ・ニンニクを作付け予定ですけど、本人に確認した際おそらくお店の方にも材料として入れるかもしれませんといわれていました。

9番（松田委員）営農計画書があれば大丈夫です。問題ないです。

会長（吉田美好君）他にありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号4は原案

どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 10 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に、番号 5 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい。。。。。

会長（吉田美好君）以上で議案第 10 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 10 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に、番号 6 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい。。。。。

会長（吉田美好君）以上で議案第 10 号、番号 6 の内容説明を終わります。それでは番号 6 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 6 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 10 号、番号 6 は原案どおり決定しました。次に、番号 7 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい。。。。。

会長（吉田美好君）以上で議案第 10 号、番号 7 の内容説明を終わります。それでは番号 7 についてさっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 7 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 10 号、番号 7 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可番号 1 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい。。。。。

会長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 11 号番号 1 資料 1 をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は美里町を拠点に [REDACTED] の事業を営んでおります。 [REDACTED] されております。申請地は現在の地権者が耕作放棄している畑ですが、雑木や竹が生い茂っていたことから、景観を良くしたいとのことで土地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で、雑木や竹で覆われており、長年耕作放棄地となっておりました。また、景観や害虫の発生等でロジック宿泊客から苦情が寄せられ早急に整備する必要があるとのことでした。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は 10ha 未満の第 2 種農地ですが代替地検討表が添付されたおり転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で議案第 11 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 11 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 12 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定についてですが、今回の質疑・採決は同一人物ごと一括して、行いたいと思いますがご異議ありませんか。

全員 異議なし。

会長（吉田美好君）それでは、番号 1 から番号 7 の内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい・・・・。以上で内容の説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で議案第 12 号、番号 1 から番号 7 の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。まず、番号 1 から番号 3 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 7 号、

番号 1 から番号 3 の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 7 号、番号 1 から番号 3 は原案どおり決定しました。次に番号 4 から番号 7 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 7 号、番号 4 から番号 7 の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 7 号、番号 4 から番号 7 は原案どおり決定しました。次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい、今回、田 6 年 4186 m²、田 10 年 4340 m²、畑 10 年 1394 m²、小計 9920 m²、本年累計、田 3 年 1835 m²、田 4 年 3664 m²、田 5 年 11841 m²、田 6 年 121236 m²、田 9.6 年 7920 m²、田 10 年 78316 m²、畑 5 年 5188 m²、畑 6 年 17012 m²、畑 9.6 年 979 m²、畑 1013968 m²、累計 261959 m²。以上で農用地利用集積計画総括表の内容説明を終わります。

会長（吉田美好君）次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。事務局より何かありませんか。

全 員 協 議 会

1. 荒廃農地・農地パトロールについて

会長（吉田美好君）それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもって閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 14 時 40 分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印